

介護保険負担限度額認定要件

利用者 負担段階	収入等要件	預貯金等要件
第1段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	預貯金等資産が 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下（生活保護受給者を除く）
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下の方	預貯金等資産が 単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
第3段階(1)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の方	預貯金等資産が 単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
第3段階(2)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える方	預貯金等資産が 単身で500万円、夫婦で1,500万円以下

※年金収入額は、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額になります。

※市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、負担限度額認定の対象になりません。

※第2号被保険者の預貯金等要件は各段階ともに単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下。